

件 名	県発注の工事について
受付日	令和7年2月20日
ご意見・ご提案 の概要	電子メールを活用して発議や書類の提出をしても、職員からの回答が遅い。 また、発注図面の着色が分かりづらく、どこが工事範囲か分からない場合がある。 協議等で数量の変更があった際、発注者から数量計算書全ての修正を求められることがあるが、数量計算書は発注者が修正するものではないか。
県の考え方	県では業務効率化を目的とし、電子メールによる情報共有手続きを運用するとともに、ASP方式の情報共有システムの活用を推進しています。いずれも迅速に回答する「ワンデーレスポンス」での対応は重要であり、これらの取組について職員に対し更なる周知徹底をしてまいります。 入札公告時に提示する図面につきましては、ご指摘の点にも注意するよう、引き続き周知徹底を図ってまいります。 設計変更業務の円滑化のため策定した「設計変更ガイドライン（案）」においては、受注者は照査結果に基づく協議書を提出し、発注者が設計図書の変更作業をすることとしており、ガイドラインに基づき適正に対応するよう指導してまいります。
担当課	県土整備部 技術検査課